

奈良県における HTLV-1 母子感染予防対策について（案）

1 目的

妊婦が妊婦健康診査において HTLV-1 抗体検査の必要性を理解し、母子感染予防対策が実施できる。また、キャリア妊婦が、適切な保健指導を受けることにより、不安の軽減を図り、児への感染予防対策が適切に実施できるよう相談体制を整備する。

2 実施主体

奈良県

3 対象

- (1) 妊婦健康診査で HTLV-1 抗体(一次スクリーニング)を受ける妊婦等
- (2) 妊婦健康診査で HTLV-1 陽性および判定保留と判定された妊産婦等
- (3) その他のキャリア妊婦等

4 実施方法

- (1) 産科医会は産科医療機関に対し、奈良県の HTLV-1 母子感染予防対策体制について周知する。
また、産科医療機関に対し、妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査(一次スクリーニング)、確認検査(WB法)の適正実施と母子感染予防対策のための保健指導の実施および市町村保健センター、拠点病院(奈良県立医科大学附属病院)等との連携体制について周知・指導を行う。
- (2) 助産師会は助産所に対し、奈良県の HTLV-1 母子感染予防対策体制について周知する。
また、嘱託医の指示のもと、スクリーニング検査や母子感染予防対策のための保健指導を実施することや市町村保健センター等の連携体制について周知・指導を行う。
- (3) 小児科医会は、小児科医療機関に対し、奈良県の HTLV-1 母子感染予防対策体制について周知する。
また、HTLV-1 陽性・判定保留となった妊婦の出生児について産科医療機関や保護者等から相談があった場合は、拠点病院(奈良県立医科大学附属病院)等と連携し、対応可能であることを周知する。
- (4) 市町村母子保健担当課及び産科医療機関・助産所は妊婦健康診査受検にあたり、検査の必要性や母子感染防止に関する知識の普及を行う。
- (5) 産科医療機関は HTLV-1 抗体検査(一次スクリーニング)が陽性であった妊婦に対し確認検査(WB法)の必要性について説明を行い検査を実施し、妊婦の相談に応じる。
- (6) 助産所は HTLV-1 抗体検査(一次スクリーニング)が陽性であった妊婦に対し、嘱託医の指示のもと、妊婦の相談に応じる。
- (7) 産科医療機関は HTLV-1 抗体検査(一次スクリーニング)が陽性であった妊婦に対し、確認検査(WB法)の必要性とさらに検査結果に判定保留があることなどを説明し、検査を実施する。必要に応じて PCR 検査を実施する。

また、患者家族が、さらに詳しい病気の説明を求められる場合は、サポート窓口である拠点病院（奈良県立医科大学附属病院）産婦人科（小林教授）に紹介する。

- (8) 産科医療機関、助産所（嘱託医の指示のもと）は確認検査（WB法）で HTLV-1 陽性・判定保留と判定された妊婦に対し、児への感染予防方法、特に栄養方法の選択についての説明を行い、妊婦が適切な対応、意思決定ができるよう相談、指導を行う。
- (9) 産科医療機関・助産所は継続した支援を行うために、HTLV-1 陽性・判定保留と判定された妊婦に対し、本人の同意が得られた場合は市町村母子保健担当課に情報提供を行う。【様式：HTLV-1 連絡票】
- (10) 産科医療機関・助産所および市町村母子保健担当課は妊婦または出生児の指導にあたって、小児科医療機関、その他医療機関と必要に応じて連携する。また、専門的な医療・相談を要する場合は、拠点病院（奈良県立医科大学附属病院）と連携し対応する。サポート窓口である奈良県立医科大学附属病院産婦人科（小林教授）に連絡する。
- (11) 拠点病院（奈良県立医科大学附属病院）は、産婦人科、小児科、神経内科、感染症センター等の診療科が連携し、奈良県における HTLV-1 母子感染予防対策における専門医療・相談を提供する。サポート窓口である奈良県立医科大学附属病院産婦人科（小林教授）に連絡する。
- (12) 市町村母子保健担当課は、産科医療機関・助産所からの情報提供をもとに妊婦・産婦に対し、家庭訪問等を行い悩みや不安に寄り添い、相談に応じる。また、栄養方法の選択にかかる意思決定を支援し、児への感染予防対策が適切に実施できるよう指導を行う。
- (13) 市町村母子保健担当課は、妊婦や産婦への相談や指導にあたっては、保健所への相談指導を求め、連携して対応する。
また、市町村母子保健担当課は支援結果を産科医療機関・助産所、保健所へ報告する。
- (14) 保健所は、住民からの HTLV-1 の相談に対応する。
また、市町村母子保健担当課が妊婦・産婦等に対し、適切な母子感染予防対策を実施するため、助言・指導を行い、市町村母子保健担当課を支援し、その結果を保健予防課に報告する。
- (15) 保健予防課は、必要に応じて奈良県 HTLV-1 母子感染予防対策検討会を開催し、妊婦・産婦等に対する支援に対する評価を行い、新たなキャリアの発生を防止するための体制整備を図る。

5 その他

- (1) 保健予防課は、産科医療機関・助産所および市町村母子保健担当課が、妊婦・産婦の相談に応じ、栄養方法の選択にかかる意思決定を支援し、児への感染予防対策が適切に実施できるよう、関係者の養成と資質向上に向けた研修を行う。
- (2) 奈良県 HTLV-1 母子感染予防対策検討会において検討した内容は、奈良県母子保健運営協議会にて報告する。

附則

この取り決めは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。